

山口県報

平成22年
12月21日
(火曜日)



目 次

条例	—
地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例	—
山口県暴力団排除条例	一
山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例	八
山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例の一部を改正する条例	九
山口県立都市公園条例の一部を改正する条例	一七
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例	一五

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十六号

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、適正な見積価額が七千万円以上の不動産（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

山口県暴力団排除条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十一日

山口県条例第三十七号

山口県暴力団排除条例

山口県知事 二 井 関 成

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 暴力団の排除に関する基本的施策（第六条―第十一条）

第三章 暴力団に対する利益の供与の禁止（第十二条―第十七条）

第四章 青少年に対する暴力団の影響を排除するための措置（第十八条・第十九条）

第五章 説明又は資料提出、勧告及び公表（第二十条―第二十二条）

第六章 雑則（第二十三条・第二十四条）

第七章 罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、暴力団がその威力を利用して資金を得るために県民生活及び社会経済活動に介入することが県民等に対する脅威となつて
いることにかんがみ、暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する
施策の基本となる事項、暴力団に対する利益の供与の禁止に関する事項及び青少年に対する暴力団の影響を排除するための措置を定めること
により、暴力団の排除を推進し、もつて県民生活の安全と平穩の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴
力団をいう。

二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

四 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

五 県民等 県民及び事業者をいう。

(基本理念)

第三条 暴力団の排除は、暴力団員による不当な行為が県民生活及び社会経済活動に不当な影響を与えるものであるという認識の下に、県、県民等及び市町が相互に連携して推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する暴力団の排除の推進についての基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、暴力団の排除に関する施策の推進に当たっては、県民等、法第三十二条の二第一項に規定する都道府県暴力追放運動推進センターとして公安委員会が指定する者その他暴力団の排除に関する活動を行う団体(以下「センター等」という。)及び市町と相互に連携を図るよう努めるものとする。

(県民等の責務)

第五条 県民は、相互に連携して、暴力団の排除に関する活動に取り組むとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に関し、暴力団を利することとならないよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第二章 暴力団の排除に関する基本的施策

(県の事務及び事業の実施に関する措置)

第六条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないようにするため、暴力団員等を県が行う入札に参加さ

せない措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第七条 県は、県民等が行う暴力団の排除に関する活動を支援するため、情報の提供、助言、指導その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町に対する支援)

第八条 県は、市町が実施する暴力団の排除に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(暴力団からの離脱等の促進)

第九条 県は、県民等及びセンター等と連携して、暴力団員の暴力団からの離脱及びその社会復帰を促進するよう努めるものとする。

(警察本部長による保護等)

第十条 警察本部長は、暴力団の排除に関する活動に参加したことにより暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められる者その他の関係者を保護するために必要な措置を講ずるものとする。

2 警察本部長は、県民等が暴力団事務所の使用の差止め請求、暴力団員等の不法行為に基づく損害賠償の請求その他の暴力団の排除に資すると認められる請求をしようとするときその他必要があると認めるときは、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(暴力団の排除に関する広報啓発)

第十一条 県は、暴力団の排除の重要性についての県民等の理解を深め、かつ、暴力団の排除を推進する社会的気運の醸成を図るため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第三章 暴力団に対する利益の供与の禁止

(利益の供与の禁止)

第十二条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以下「利益の供与」という。)をすること。

二 暴力団の威力を利用したことに關し、利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力することとなることを知りながら、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、その行う事業に関し、その利益の供与が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、当該利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として行う場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(暴力団の威力の利用の禁止)

第十三条 事業者は、前条第一項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益の供与を受けることの禁止)

第十四条 暴力団員等は、事業者からの利益の供与が第十二条の規定に違反する行為に係るものであることを知りながら、当該利益の供与を受け、又は当該事業者に当該暴力団員等が指定した者に対する当該利益の供与をさせてはならない。

(取引の関係者の確認)

第十五条 事業者は、その行う事業に係る取引が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する疑いがあると認めるときは、当該取引の相手方又はその媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(不動産の所有権の移転等をしようとする者等の責務)

第十六条 県内にある不動産（以下「不動産」という。）について所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転（以下「所有権の移転等」という。）をしようとする者は、当該所有権の移転等に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し当該不動産を暴力団事務所用に供するものでないことを確認するための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 不動産について所有権の移転等をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所用に供されることとなることを知りながら、当該所有権の移転等に係る契約をしてはならない。

3 不動産について所有権の移転等をしようとする者は、当該所有権の移転等に係る契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項をその内容に含むものを締結するよう努めなければならない。

一 当該所有権の移転等を受けた者は、当該不動産を暴力団事務所用に供してはならないこと。

二 当該所有権の移転等をした者は、当該不動産が暴力団事務所用に供されていることが判明した場合には、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができること。

4 前項第二号に規定する場合には、当該所有権の移転等をした者は、速やかに当該契約の解除又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければ

ばならない。

(不動産の所有権の移転等の代理等をする者の責務)

第十七条 不動産について所有権の移転等の代理又は媒介をする者は、当該所有権の移転等をしようとする者に対し、前条の規定が遵守されるよう助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2 不動産について所有権の移転等の代理又は媒介をする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知りながら、当該所有権の移転等に係る契約の締結の代理又は媒介をしてはならない。

第四章 青少年に対する暴力団の影響を排除するための措置

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第十八条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。以下「学校」という。)及び同法第二百二十四条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。以下「専修学校」という。)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設

三 図書館法(昭和二十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する図書館

四 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館

五 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして公安委員会規則で定める施設

2 前項の規定は、この条例の施行後に開設された暴力団事務所であつてその開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

(青少年に対する教育等の措置)

第十九条 県は、暴力団への加入を防止し、かつ、青少年に対する暴力団の影響を排除するため、学校、専修学校その他の教育機関において青少年が暴力団の排除の重要性について認識するための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、暴力団への加入を防止し、かつ、暴力団員等の活動による被害から青少年を保護するため、青少年に対し、助言、指導その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。

第五章 説明又は資料提出、勧告及び公表

(説明又は資料提出の請求)

第二十条 公安委員会は、第十二条第一項若しくは第二項、第十四条(第十二条第三項に係る部分を除く。)、第十六条第二項又は第十七条第二項の規定に違反する疑いのある行為があると認めるときは、当該行為の内容を明らかにするために必要な限度において、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第二十一条 公安委員会は、第十二条第一項若しくは第二項、第十四条(第十二条第三項に係る部分を除く。)、第十六条第二項又は第十七条第二項の規定に違反する行為があつたと認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、暴力団の排除のために必要な勧告をすることができる。

(公表)

第二十二条 公安委員会は、第二十条の規定により説明又は資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。前条の勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかつたときも、同様とする。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとする場合には、当該公表に係る者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

3 前項の規定による弁明の機会の付与については、山口県行政手続条例(平成七年山口県条例第一号)第三章第三節の規定の例による。

第六章 雑則

(適用上の注意)

第二十三条 この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(公安委員会規則への委任)

第二十四条 前各条に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第七章 罰則

第二十五条 第十八条第一項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法

人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所（第十八条第二項ただし書に該当するものを除く。）については、同条第一項の規定は、適用しない。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十八号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県地域自殺対策緊急強化基金の項の次に次のように加える。

山口県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進	子宮頸がん等ワクチンの接種の促進を図ること。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。
---------------------	------------------------	--

別表山口県消費者行政活性化基金の項の次に次のように加える。

<p>進臨時特例基金</p>		
<p>山口県民生活 動促進基金</p>	<p>特定非営利活動法人等が自立して 県民活動を行うことができる よう環境の整備を図ること。</p>	<p>中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があると認める経費の財源に充てるとき。</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十九号

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例の一部を改正する条例

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例（平成十七年山口県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。
第二条の表に次のように加える。

<p>山口県立下関武道館</p>	<p>下 関 市</p>
------------------	--------------

第三条各号列記以外の部分を次のように改める。
スポーツ交流まちづくり拠点施設は、次に掲げる業務を行う。

第四条第一項を次のように改める。

次の表の第一欄に掲げるスポーツ交流まちづくり拠点施設に設けた同表の第二欄に掲げる施設の使用日及び使用時間は、それぞれ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとする。

山口県立おのだ サッカー交流公 園	多目的スポーツ 広場	サ ッ カ ー 場	使 用 日	使 用 時 間
	会 議 室			
山口県立下関武 道館	大 道 場	柔 道 場	一 月 四 日 か ら 十 二 月 二 十 八 日 ま で の 日	午 前 九 時 か ら 午 後 十 時 ま で
	剣 道 場	弓 道 場		
	ト レ ー ニ ン グ ル ーム	会 議 室		

第五条中「サッカー交流公園」を「スポーツ交流まちづくり拠点施設」に改め、同条各号を次のように改める。

一 山口県立おのだサッカー交流公園の施設のうち次に掲げるもの

イ サッカー場

ロ 多目的スポーツ広場

ハ 会議室

大道場		専用使用	
	入場料その他これに類する金を徴収するもの	入場料その他これに類する金を徴収しないもの	
小学校の児童並びに中学校及び中等教育学校 一人三時間以内	午前九時から正午まで 午後一時から午後三時まで 午後三時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午後七時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 延長料一時間につき	午前九時から午後五時まで 午後七時から午後十時まで 延長料一時間につき	六千八百七十円 四千五百八十円 四千五百八十円 五千七百二十円 八千五百八十円 一万六千三十円 三千四百三十円
百十円	五万四千九百六十円 三万六千六百四十円 三万六千六百四十円 四万五千八百円 六万八千七百円 十二万八千二百四十円 二万七千四百八十円	五万四千四百円 二万七千二百円 二万七千二百円	

別表第一に次のように加える。

午後一時から午後五時まで
 午後一時から午後三時まで
 午後三時から午後五時まで

五万四千四百円
 二万七千二百円
 二万七千二百円

を
 に改める。

剣 柔 道 道 場 場		の及附 使び属 用器施 具設		個 人 使 用
専用 使用		器 具	放 送 施 設	選 手 控 室
徴収するもの	徴収するもの	器 具	放 送 施 設	選 手 控 室
入場料その他にその類の徴収するもの	入場料その他にその類の徴収するもの	一点、一組又は一式一回につき	放送施設	選手控室
午前九時から正午まで 午後一時から午後三時まで 午後三時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午後七時から午後十時まで	午前九時から午後五時まで 午後七時から午後十時まで 延長料一時間につき	午前九時から正午まで 午後一時から午後三時まで 午後三時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午後七時から午後十時まで	一日につき	一人三時間以内
一万九千六百八十円 一万三千百二十円 一万三千百二十円 一万六千四百円 二万四千六百円	二千四百六十円 千六百四十円 千六百四十円 二千五十円 三千七十円 五千七百四十円 千二百三十円	千二百円の範囲内で知事が定める額	二百二十円 二千七百七十円	の前期課程の生徒 高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒並びに大学及び高等専門学校 の学生 一人三時間以内 二百二十円 三百四十円

専用使用	の附属施設の使用	個人使用	の徴収するも
	講師控室	講 師 控 室	の徴収するも
	入場料その他に徴収する料金を類するもの	講 師 控 室	の徴収するも
<p>午後一時から午後三時まで</p> <p>午前九時から正午まで</p> <p>八千三百二十円</p> <p>一万二千四百八十円</p>	<p>午後七時から午後十時まで</p> <p>午後九時から午後五時まで</p> <p>午後七時から午後十時まで</p> <p>午前九時から午後五時まで</p> <p>延長料一時間につき</p> <p>七千八百円</p> <p>三千六百四十円</p> <p>千九百五十円</p>	<p>午前九時から正午まで</p> <p>午後一時から午後三時まで</p> <p>午後三時から午後五時まで</p> <p>午後五時から午後七時まで</p> <p>午後七時から午後十時まで</p> <p>午前九時から午後五時まで</p> <p>延長料一時間につき</p> <p>百十円</p>	<p>小学校の児童並びに中等教育課程の生徒</p> <p>一人三時間以内</p> <p>百十円</p> <p>高等学校及び中等教育課程の生徒</p> <p>一人三時間以内</p> <p>二百二十円</p> <p>並びに大学及び高等専門学校の学生</p> <p>一人三時間以内</p> <p>三百四十円</p> <p>その他の者</p> <p>一人三時間以内</p> <p>三百四十円</p> <p>午後七時から午後十時まで</p> <p>午前九時から午後五時まで</p> <p>延長料一時間につき</p> <p>二万四千元</p> <p>四万四千八百円</p> <p>九千六百円</p>

備考 専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。	会議室	ト グ レ ー ニ ム		相 撲 場
	専 用 使 用	個 人 使 用	個 人 使 用	入 場 料 の 他 こ れ に 類 す る 金 を 徴 収 す る も の
	一 時 間 に つ き	その他の者 一人三時間以内 並びに大学の学生 一人三時間以内 高等学校及び中等教育 一人三時間以内 学校の後期課程の生徒 一人三時間以内 小学校及び中等教育 一人三時間以内 の前期課程の生徒	その他の者 一人三時間以内 並びに大学の学生 一人三時間以内 高等学校及び中等教育 一人三時間以内 学校の後期課程の生徒 一人三時間以内 小学校及び中等教育 一人三時間以内 の前期課程の生徒	午後三時から午後五時まで 八千三百二十円 午後五時から午後七時まで 一万四百円 午後七時から午後十時まで 一万五千六百円 午前九時から午後五時まで 二万九千二百二十円 延長料一時間につき 六千二百四十円
	四 百 四 十 円	三百円 二百円 百円	三百四十円 二百二十円 百十円	

(一) 山口県立おのだサッカー交流公園の項の備考の(一)から(六)まで、(八)及び(九)は、この場合に準用する。

(二) 山口県立おのだサッカー交流公園の項の備考の(七)は、大道場、柔道場、剣道場、弓道場又は会議室を使用する場合に準用する。

別表第二に次のように加える。

山口県立下関武道館	冷暖房設備	一時間につき	実費を勘案して指定管理者が定める額
	照明設備	一時間につき	実費を勘案して指定管理者が定める額
	シャワー	一回につき	実費を勘案して指定管理者が定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年七月二十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項の規定 公布の日

二 別表第一の改正規定(サッカー場に関する部分及び多目的スポーツ広場に関する部分に限る。) 平成二十三年四月一日
(準備行為)

2 この条例による改正後の山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例(以下「改正後の条例」という。)第九条第一項の規定による指定及びこれに必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第十条及び第十一条の規定の例により行うことができる。

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十一日

山口県条例第四十号

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。
 第二条第一項の表維新百年記念公園の項を次のように改める。

維新百年記念公園					
陸上競技場	補助陸上競技場	ラグビー・サッカー場	球技場	テニス場	スポーツ文化センター
一月四日から十二月二十八日までの日					
午前八時三十分から午後十時まで	午前八時三十分から午後七時まで	午前六時三十分から午後七時まで	午前六時三十分から午後十時まで	午前九時から午後十時まで	

別表第二維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分を次のように改める。

(一) 専用使用	午前八時三十分から正午まで	一万二千二百三十円

山口県知事 二井 関 成

(三) 附属施設及び器具の使用	第二グループ 第一グループ	(二) 個人使用	第二グループ 第一グループ	場競技		
				の収料にの入 す金類他場 るをすこれ も徴るれそ	も収料にの入 のし金類他場 ないをすこれ い徴るれそ	
その他の者 一人三時間以内	小学校の児童並びに 中学校及び中等教育に 係る者の前期課程の生徒 一人三時間以内		一時間につき	午前八時三十分から午後五時まで 延長料一時間につき	午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午後七時から午後十時まで 午前八時三十分から午後五時まで 延長料一時間につき	
			一時間につき	午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午後七時から午後十時まで 午前八時三十分から午後五時まで 延長料一時間につき	午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午後七時から午後十時まで 午前八時三十分から午後五時まで 延長料一時間につき	
三百円	百五十円		二千円	三千円	十七万七千八百四十円 二十万三千二百円 十二万七千四百円 十九万四千八十円 三十八万四千四十円 七万六千六百六十円	二万五千四百円 一万五千八百八十円 二万三千八百十円 四万七千六百三十円 九千五百二十円

場 上 競 技		
器 具	会 議 室	
放 送 施 設	特 別 会 議 室	
競 技 用 計 測 施 設	大 型 映 像 表 示 施 設	
備 考	一 時 間 に つ き	
<p>(一)の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(一) 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する利用料金をいい、当該許可使用時間を超えて使用した時間に一時間未満の端数があるとき、又はその時間が一時間未満であるときは、その端数の時間は、一時間として計算する。</p> <p>(二) 児童、生徒若しくは学生（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。以下この表において同じ。）が使用する場合又は体育の振興を目的とする公共的団体がアマチュアスポーツに使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。</p> <p>(三) 県の住民以外の者が使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の五十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。</p>	一 時 間 に つ き	
	一 点 一 組 又 は 一 式 一 回 に つ き	六 百 六 十 円 の 範 囲 内 で 知 事 が 定 め る 額
	一 日 に つ き	八 百 八 十 円 の 範 囲 内 で 知 事 が 定 め る 額
	一 日 に つ き	二 千 九 百 二 十 円
	一 日 に つ き	一 万 九 百 二 十 円
一 日 に つ き	五 千 三 百 三 十 円	
一 日 に つ き	一 万 二 千 九 百 四 十 円 の 範 囲 内 で 知 事 が 定 め る 額	

別表第一維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の次に次のように加える。

<p>入場料その他これに類する料金を徴収しないものを</p>	<p>(一) 専用使用</p>	<p>する。</p> <p>(四) 休日等（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む。）に使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の二十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。</p> <p>(五) 入場料その他これに類する料金を徴収しないで営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額に三を乗じて得た額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。</p> <p>(六) 入場料その他これに類する料金を徴収し、かつ、営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の利用料金の基準額は、入場料その他これに類する料金の最高額に百を乗じて得た額を前記の利用料金の基準額に加算した額とする。</p> <p>(七) 電気、ガス又は水道を使用する場合（水道を使用する場合にあつては、知事が定める場合に限る。）の利用料金の基準額は、その実費に相当する額を前記の利用料金の基準額に加算した額とする。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>午前八時三十分から正午まで</td> <td>八千六百八十円</td> </tr> <tr> <td>午後一時から午後五時まで</td> <td>九千九百二十円</td> </tr> <tr> <td>午後五時から午後七時まで</td> <td>六千二百円</td> </tr> <tr> <td>午後七時から午後十時まで</td> <td>九千三百円</td> </tr> </table>			午前八時三十分から正午まで	八千六百八十円	午後一時から午後五時まで	九千九百二十円	午後五時から午後七時まで	六千二百円
午前八時三十分から正午まで	八千六百八十円							
午後一時から午後五時まで	九千九百二十円							
午後五時から午後七時まで	六千二百円							
午後七時から午後十時まで	九千三百円							

備 考		補助陸上競技場	
		(一) 個人使用	(二) 個人使用
(一)の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。	放送施設	一日につき	三千七百五十円
	器具	一点、一組又は一式一回につき	六千三百円の範囲内で事が定める額
	(三) 附属施設及び器具の使用	小学校の児童並びに中学校及び中等教育学校の前期課程の生徒 一人三時間以内 六十円 高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒並びに大学及び高等専門学校等の学生 一人三時間以内 百二十円 その他の者 一人三時間以内 二百四十円	午前八時三十分から午後五時まで 延長料一時間につき 一万八千六百円 三千七百二十円
	入場料その他これに類する料金を徴収するもの 午前八時三十分から正午まで 六万九千四百四十円 午後一時から午後五時まで 七万九千三百六十円 午後五時から午後七時まで 四万九千六百円 午後七時から午後十時まで 七万四千四百円 午前八時三十分から午後五時まで 延長料一時間につき 十四万八千八百円 二万九千七百六十円	午前八時三十分から午後五時まで 延長料一時間につき 一万八千六百円 三千七百二十円	

「(七)並びに補助陸上競技場に関する部分の備考の(一)」に改め、同項弓道場に関する部分の備考の(一)の(二)中「(一)から(六)まで及び(八)」を削り、同項野外音楽堂に関する部分の備考の(一)の(二)中「(八)」を「(七)」に改め、同備考の(二)の(二)中「陸上競技場」を「補助陸上競技場」に、「(七)」を「(一)」に改め、同表萩ウェルネスパークの項多目的広場に関する部分の備考中「(七)まで」を「(六)まで及び補助陸上競技場に関する部分の備考の(一)」に改め、同項多目的体育館に関する部分の備考の(一)中「(八)」を「(七)」に改め、同備考の(二)中「陸上競技場」を「補助陸上競技場」に、「(七)」を「(一)」に改め、同表柳井ウェルネスパークの項多目的広場に関する部分の備考中「(七)まで」を「(六)まで及び補助陸上競技場に関する部分の備考の(一)」に改め、同項温水利用型健康運動施設に関する部分の備考の(三)中「陸上競技場」を「補助陸上競技場」に、「(七)」を「(一)」に改める。

別表第三維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分中

浴室	一回につき	実費を勘案して指定管理者が定める額	を
照明設備	一時間につき	実費を勘案して指定管理者が定める額	に改め、同部分の次に次のように加える。
シャワー	一回につき	実費を勘案して指定管理者が定める額	
補助陸上競技場	照明設備	一時間につき	実費を勘案して指定管理者が定める額

附 則

この条例は、平成二十三年三月十九日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十二月二十一日

山 口 県 知 事 二 井 関 成

山口県条例第四十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
別表第三の五号営業の項の次に次のように加える。

六 号 営 業	山口県の区域
---------	--------

別表第三の備考一中「いう」を「いい」、六号営業とは、同項第六号の政令で定める営業をいう」に改め、同備考二中「第三条第一項第二号」を「第三条第一項第二号イ」に改める。

別表第四の五号営業の項の次に次のように加える。

六 号 営 業	山口県の区域
---------	--------

附 則

この条例は、平成二十三年三月一日から施行する。ただし、別表第三の備考二の改正規定は、同年一月一日から施行する。

平成二十二年十一月二十一日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁